

奈良県告示第百九十九号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百四号）第一条の規定による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があつた。

平成二十六年八月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
梅本 陽佑	西池尻鍼灸整骨院 橿原市西池尻町三七五―九	平成二十六年六月十七日
矢野 正博	大和はり灸マッサージ治療院 天理市守目堂町一七一	平成二十六年五月十三日
吉川 善卿	はり・灸アポロ院 北葛城郡王寺町久度一―一一六	平成二十六年五月十三日
上村 隆彦	上村治療所 北葛城郡広陵町大字萱野六八九―一	平成二十六年五月十三日
小竹 成樹	小竹治療院 吉野郡下市町大字下市八三	平成二十六年五月十三日